

新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会開催要綱

(目的)

第1条 本市において、市の設置した小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）が、さらなる学校教育活動の充実を図り、地域全体で学校を支援する体制整備を図るため、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 本市における社会教育法第五条第2項に基づく地域学校協働活動の推進に関する協議・検討に関すること。
- (2) 広報活動、地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の養成に関すること。
- (3) 事業実施後の検証・評価に関すること。
- (4) その他地域と学校パートナーシップ事業に関すること。

(委員構成)

第2条 協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) コミュニティ協議会関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) ボランティア団体関係者
- (6) 行政関係者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、協議会の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員長が欠席した場合その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会の会議は公開とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、教育委員会地域教育推進課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。